

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第28号

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第79条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同条第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

別表第4中	当該期間分	支給明細書  公務災害の発生給付額の算定を明らかにする書類	を	当該期間分
	支出しようとする額			支出しようとする額

勤務実績報告書（会計年度任用職員に限る。）及び支給明細書
支給明細書
公務災害の発生給付額の算定を明らかにする書類

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。